

『詳細な検査は誰のために行うか』



日本歯科大学生命歯学部歯科法医学センター 都築民幸

日常臨床において、私たちが行う検査は誰のために行うのでしょうか。私たちが行った検査によって誰が恩恵を受けるのでしょうか。

私は、卒後20余年、歯内療法、とくに外傷歯の治療に興味を持ち研鑽を積んできました。その間、外傷歯の診断、治療、そして予後を実確なものにするため、さらには治療手技の評価のために、さまざまな検査を行ってきました。自分の臨床を振り返ると、検査は自分のために行っていた感があります。診断や治療を円滑に進め、予後が実確なものになることで患者さんが恩恵を受けることまでを、あまり考えていなかったように思います。

現在、私は社会医学の一分野である歯科法医学において、子ども虐待の防止、対応を中心に活動していますが、この領域においても種々の検査が行われます。臨床と歯科法医学の違いの一つに対象が異なることがあります。歯科法医学では、亡くなられた人も対象とします。亡くなられた人は言葉を発しませんし、重篤な状況にある患者さんや子どもから詳細な説明は望めません。また、診療録やエックス線画像のみから情報を得て鑑定しなければならないこともあります。

適切で詳細な検査結果に加えて情報の解釈も重要です。検査を行っただけで適切な解釈が行われなければ、その情報は何の意味も持ちません。また、誤った解釈は人の一生を左右しかねません。

最も重要なことは、これらの検査結果から得られた情報を明確に提示することだと考えます。各々の臨床手技に活かし患者さんに還元することはもちろんですが、得られた情報を共有し、社会に還元することが重要だと考えます。

本学術大会のメインテーマである“広げよう歯科の目を”は、まさに社会歯科医学、歯科法医学に与えられた命題でもあると考えます。私たちは、疾患や創傷の治療を行うだけでなく、つねに原因を考え対応することで、再発を防ぐことができます。創傷の状況から受傷状況や成傷機序を推定し、これを提示することで、創傷を予防することが可能になるのです。

都築民幸（つづき たみゆき） 歯科医師・歯学博士

現職：日本歯科大学 教授・日本歯科大学生命歯学部 歯科法医学センター長

学歴・職歴

1977年 日本歯科大学歯学部卒業

- 1998年 日本歯科大学歯学部歯科法医学センター長（併任）
- 2001年 杏林大学医学部法医学教室・非常勤講師
- 2002年 日本歯科大学歯学部附属病院総合診療科・教授
- 2005年 日本歯科大学歯学部歯科法医学・教授（配置換）

警察関係

警察大学校法医専門研究生（検視官講習） 歯科法医学講師、警視庁刑事部鑑識課嘱託
行政関係

東京都児童相談所協力医師

歯科医師会関係

東京都歯科医師会学識委員（身元確認）

学会関係

日本歯科保存学会理事、日本外傷歯学会理事、日本法歯科医学会理事

賞罰

- 2001年 警視庁新宿警察署長より感謝状授与（平成13年某雑居ビル火災に伴う多数焼死事件への捜査協力）
- 2006年 警視庁鑑識課長より感謝状授与（平成18年某公園における殺人事件への捜査協力）
- 2008年 警視庁鑑識課長より感謝状授与（平成20年某県下山中にて発見された殺人死体遺棄事件への捜査協力）
- 2012年 警視庁刑事部長より感謝状授与（某関係警察庁指定特別手配被疑者の追跡捜査への捜査協力）